

佐賀県工業系試験研究機関受託研究取扱方針

第1 趣旨

佐賀県の工業系試験研究機関（以下「県公設試」という。）が、県以外の者から委託を受けて行う試験研究（以下「受託研究」という。）の基本的な取扱いは、別に定める場合を除くほか、この方針の定めるところによる。

第2 定義

この取扱方針において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。

- 一 「研究成果」とは、受託研究の結果得られた受託研究の目的に係る発明、考案、意匠、品種、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。
- 二 「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ロ 特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利
 - ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権（以下「著作権」という。）及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「著作権等」と総称する。）
- ニ ノウハウ（秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、契約者間で協議して特に指定するものをいう。）
- 三 「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 四 知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2章第3節第2款及び第3款に定める権利を行使する行為並びにノウハウの使用をいう。

第3 受託研究の申請

- 1 県公設試の長（以下「所長」という。）は、当該県公設試に試験研究を委託しようとする者に、受託研究申請書（様式第1号）を提出させるものとする。ただし、競争的資金の中核機関から受託する場合や国や国からの委託を受けた独立行政法人等からの受託で県側の判断の裁量の余地が小さいような場合等は、当該申請書を要しないものとする。
- 2 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者である場合、受託研究を実施することはできない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 前項（2）から（7）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合、受託研究を実施することはできない。

第4 受託研究契約の締結

- 1 所長は、受託研究申請書を受理した場合、当該申請に係る研究が県において受託研究として実施することが適当であると認め、当該研究を受託しようとするときは、当該申請者と受託研究契約を締結するものとする。
- 2 所長は、第3の但し書きの場合、当該研究が県において受託研究として実施することが適当であると認め、受託研究を実施しようとするときは、当該相手方と受託研究契約書を締結するものとする。
- 3 所長は、県公設試の実情等に応じ、受託研究契約書式例（様式第3号）を参考にして受託研究契約書を作成するものとする。ただし、特に必要と認められる場合は、相手方の示す様式によることができる。

第5 事前協議

- 1 所長は、新規に受託研究契約を締結しようとするときは、事前に受託研究実施協議書（様式第2号）に契約書の案及び受託研究の相手方や受託研究の詳細がわかる資料（受託研究申請書がある場合は当該申請書も添付のこと。）を添付して、ものづくり産業課長と協議を行うものとする。
- 2 前項の規定は、受託研究契約の重要な変更をしようとするときについて準用する。

第6 経費の納付等

- 1 県公設試に試験研究を委託した者（以下「委託者」という。）は、受託研究契約の締結後遅滞なく、当該契約に定めるところにより研究費の概算額を納入通知書により納付するものとする。
- 2 研究費の概算額の算定基準については、県公設試の実情等に応じ、所長が定めるものとする。

第7 実績報告

所長は、受託研究終了後、研究成果についてまとめた実績報告書を作成し、委託者に提出するものとする。

第8 ノウハウ

所長及び委託者は、協議のうえ、実績報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当する部分について指定し、適正に管理するものとする。

第9 受託研究の中止

所長及び委託者は、天災その他やむを得ない事由により、受託研究の継続が困難になったときは、双方協議のうえ、当該受託研究を中止することができる。

第10 研究結果の通知等

- 1 所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、その結果を委託者に通知するものとする。
- 2 所長又は委託者は、受託研究の実施期間中において、相手方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、受託研究契約書で別段の定めをした場合を除き、あらかじめ協議するものとする。
- 3 所長は、受託研究を終了したときは、当該研究成果を公表するものとする。ただし、委託者が業務上の支障があるため、所長に研究成果を公表しないよう申し入れたときは、所長は、委託者の利害に関係のある事項についてその成果を公表しないことができる。
- 4 所長は、第三者に対し実施の許諾をする決定をしたとき及び研究成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認める場合は、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。
- 5 委託者は、受託研究の終了後、研究成果を公表しようとするときは、受託研究契約書において別段の定めをした場合を除き、あらかじめ所長と協議するものとする。

第11 研究費の精算

所長は、受託研究を終了し、又は中止したときは、遅滞なく、第6の規定により納付を受けた研究費の概算額を精算するものとする。

第12 知的財産権

県公設試の研究員が受託研究業務において発明等を行った場合には、当該発明等に係る知的財産権は、県に帰属するものとする。この場合において、所長は、委託者にその旨を通知するものとする。

- 2 前項の規定により難しい場合として認められる場合は、寄与又は貢献度を踏まえ、県及び委託者が協議のうえ、知的財産権の帰属を定めることができるものとする。

第13 優先的实施

- 1 所長は、第12の規定により県に帰属した知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「県に帰属した知的財産権」という。）を委託者又は委託者の指定する者（以下「委託者等」という。）から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、この受託研究の終了の日以後、受託研究契約の定めるところにより、一定の期間内において優先的な実施権を設定することができる。
- 2 所長は、当該発明等の普及及び県公設試の設置目的の達成その他県行政の推進等のため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、受託研究に係る発明等に関する知的財産権及び優先的な実施権の設定等について受託研究契約書において別段の定めをすることができる。

第14 第三者に対する実施の許諾

所長は、次の各号に掲げるときは、第13に定める優先的实施期間内においても、委託者等以外の者（以下「第三者」という。）に県に帰属した知的財産権の実施の権利を許諾することができる。

- 一 委託者等が優先的实施期間内に正当な理由なく実施しないとき。
- 二 優先的な実施の権利を乙等に対して付与したことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認められたとき。

第15 実施料

所長は、県に継承された知的財産権を委託者等に実施を許諾したときは、別に実施許諾契約で定める実施料を徴収するものとする。

第16 秘密の保持

所長及び委託者は、特別の事情がない限り、受託研究の実施に当たり、相手方から得た技術上又は営業上の情報を他に開示、漏洩してはならない。

第17 違反等に対する措置

所長は、委託者が第3の2の各号、又は3のいずれかに該当する者であることが判明したときは、受託研究契約を解除することができるものとする。

第18 その他

この方針に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、ものづくり産業課長が定めるものとする。

附 則

この方針は、平成27年度の受託研究から適用する。

附 則

この方針は、平成28年度の受託研究から適用する。

附 則

この取扱方針は、令和3年度の受託研究から適用する。